

新型コロナウイルス感染症に伴う支援・相談窓口一覧(2020年6月1日現在)

個人が申請	生活支援	特例緊急小口資金貸付【個人】	休業等で収入が減収した場合、上限10万円、特例20万円	三原市社会福祉協議会 (各地域センター) ※下記参照 0848-63-0570	
		特例総合支援資金貸付【個人】	失業等で生活維持ができない場合、早期就職までの生活支援		自立相談支援センターみはら 0848-67-4568 三原市社会福祉課 0848-67-6060
		住居確保給付金【個人】	失業等で住居喪失のおそれがある人への、早期就職までの一部家賃扶助		
		特別定額給付金【個人】	国民1人あたり10万円の支給		三原市特別定額給付金受付係 0848-67-6400
		「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』【個人】	アルバイト収入等が減少し、経済的理由により就学の継続が困難な学生への支給		各大学等(在学)
事業主が申請	休業補償	体調等不安や受診についての相談窓口【個人】	新型コロナウイルス感染症に関する相談	広島県東部保健所 082-513-2567 三原市専用電話相談窓口 0848-67-6053	
		小学校休業等対応支援金(個人事業者向け)【個人】	小学校等臨時休校で事業ができなかった個人事業主への助成	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター 0120-60-3999	
		小学校休業等対応助成金【事業主】	小学校等臨時休校で労働者が有給等休暇を取得した場合の助成		
		雇用調整助成金【事業主】	雇用を維持するための休業等に関する助成	ハローワーク三原 0848-64-8609	
相談窓口	資金繰り	持続化給付金【事業主】	事業の継続、再起のため事業全般に使用可能	持続化給付金事業コールセンター 0120-115-570 ※申請方法は、原則、電子申請 http://www.jizokuka-kyufu.jp/	
		広島県県費預託融資制度【事業主】	金融機関、保証協会協力の融資制度。ほとんどの金融機関で利用可能	広島県商工労働局経営革新課 082-513-3321 三原市商工振興課 0848-67-6072	
		日本政策金融公庫の融資制度【事業主】	新型コロナウイルス感染症特別貸付、特別利子補給制度	日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505 尾道支店 0848-22-6111	
			経営環境変化対応資金(セーフティネット貸付)		
自立相談	障害相談	生活や就労についての相談窓口	生活の困りごとに関する相談(経済的な問題、今後の生活への不安など)	自立相談支援センターみはら 0848-67-4568	
			仕事に関する相談(長く失業している、就職がなかなか決まらないなど)		
			権利擁護に関する相談(成年後見、虐待など)		
			障害者手帳、障害者年金に関する相談		
動福相社談活	地域福祉活動についての相談窓口	福祉サービスに関する相談	障害者生活支援センタードリームキャッチャー 0848-63-3319 三原市社会福祉課 0848-67-6060		
		補装具、日常生活用具に関する相談			
		サロン・見守り・生活支援の活動に関する相談(暮らしぶりが気になる人がいる、今できる活動)	三原市社会福祉協議会 各地域センター		

問い合わせ・発行: 社会福祉法人 三原市社会福祉協議会 受付: 月曜日～金曜日 9:00～16:00

三原地域センター Tel: **0848-63-0570** Fax: **0848-63-0599** / 本郷地域センター Tel: **0848-86-3607** Fax: **0848-60-6064**
久井地域センター Tel: **0847-32-7101** Fax: **0847-32-5011** / 大和地域センター Tel: **0847-34-1214** Fax: **0847-35-3020**